

## 船舶事故調査報告書

令和4年9月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年3月12日 16時15分ごろ
発生場所	福井県高浜町 <sup>おしまわし</sup> 押廻埼北東方沖 押廻埼灯台から真方位046° 5.3海里（M）付近 （概位 北緯35° 36.7′ 東経135° 34.9）
事故の概要	プレジャーボート <sup>アルカディア</sup> Arcadiaは、南進中、また、プレジャーボート <sup>ジェミニ</sup> Geminiは、船首を北方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 Geminiは、同乗者1人が負傷し、手摺りに曲損等を生じ、また、Arcadiaは、船首部錨台に破損等を生じた。
事故調査の経過	令和4年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート Arcadia、5トン未満 271-30071福井、個人所有 7.77m (Lr) × 2.57m × 1.30m、FRP ガソリン機関（船外機）、147.10kW、平成8年7月 B プレジャーボート Gemini、2.4トン 251-22204福井、株式会社マリーナジャパン 6.45m (Lr) × 2.56m × 1.61m、FRP ガソリン機関（船外機）、95.60kW、令和元年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 56歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年3月28日 免許証交付日 令和3年7月2日 （令和9年3月27日まで有効） B 船長B（ブラジル連邦共和国籍） 47歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 令和2年7月31日 免許証交付日 令和2年7月31日 （令和7年7月30日まで有効）
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（同乗者B <sub>1</sub> ）

<p>損傷</p>	<p>A 船首部錨台に破損及び船首部右舷手摺り曲損 B 手摺りに曲損及び右舷船首部に擦過傷</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りの目的で、令和4年3月12日07時15分ごろ福井県小浜市 鋸 崎北東方沖の釣り場に向けて同市所在のマリーナを出発した。</p> <p>船長Aは、鋸崎北東方沖、鋸崎の北西方沖の浅礁と称する浅所（以下「浅礁」という。）及び浅礁北方沖で釣りを終え、16時05分ごろ操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵とし、釣り場を探しながら、浅礁経由でマリーナに帰航することとした。</p> <p>船長Aは、約7～8ノットの対地速力で南進中、右舷船首方に3隻のプレジャーボートを認めて通過後、左舷船首方に1隻の遊漁船を認め、釣りの様子を確認しようと思い、左転しながら遊漁船に50m付近まで接近して確認したのち、遊漁船から離れようと右転することとした。</p> <p>船長Aは、右転しながら南西進中も遊漁船の釣りの様子を見ていたところ、船首方から声が聞こえたので、船外機を後進にすると同時に船首方にB船を認め、16時15分ごろA船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>友人は、船尾部甲板でしゃがんで釣り道具の片付けを行っていたところ、衝撃を感じた。</p> <p>船長Aは、B船に接近し、船長Bと負傷者の有無の確認及び連絡先の交換を行い、B船の同乗者の1人が負傷したことを確認し、B船の所属する福井県おおい町所在のマリーナに到着後、118番通報を行った。</p> <p>B船は、レンタルボートで、船長Bが1人で乗り組み、友人4人（以下「同乗者B<sub>1</sub>」、「同乗者B<sub>2</sub>」、「同乗者B<sub>3</sub>」、「同乗者B<sub>4</sub>」）を乗せ、10時00分ごろ鋸崎北北東方沖の釣り場に向けてマリーナを出航した。</p> <p>船長Bは、釣り場を2か所移動し、15時00分ごろ浅礁で船外機を中立運転として船首を北方に向け漂泊しながら釣りをを行い、潮上りを2～3回行った後、再び船外機を中立運転として漂泊状態とし、操縦席左舷側の甲板に立って釣りを開始した。</p> <p>B船は、帰航予定時刻が近づいたので、船長Bが操舵室左舷側で、同乗者B<sub>1</sub>が船首部で、同乗者B<sub>2</sub>、同乗者B<sub>3</sub>及び同乗者B<sub>4</sub>が船尾甲板で、それぞれ釣り道具等の片付けを行っていた。（図1参照）</p>

	<div data-bbox="758 190 1348 324" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="798 347 1228 392" style="text-align: center;">図 1 衝突時の B 船乗船者の位置</p> <p data-bbox="550 448 1428 526">船首部にいた同乗者 B<sub>1</sub>は、16時15分ごろ船首方至近に A 船を認め、A 船に B 船の存在を知らせようと大声を出した。</p> <p data-bbox="550 548 1428 627">船長 B は、同乗者 B<sub>1</sub>の声を聞いた直後、衝撃を感じ、右舷船首方に A 船を認め、A 船と衝突したことに気付いた。</p> <p data-bbox="550 649 1428 772">同乗者 B<sub>1</sub>は、左手で手摺りを持っていて、衝突時に左手首をひねり、船長 A に付き添われて病院に行ったところ、左手部打撲症と診断された。</p> <p data-bbox="566 784 1428 862">(付図 1 事故発生経過概略図、写真 1 A 船、写真 2 B 船 参照)</p>
<p data-bbox="191 884 367 918">その他の事項</p>	<p data-bbox="550 884 1428 1108">船長 A は、本事故当日、自身の釣果は良かったものの、友人の釣果が良くなかったので、帰航開始時、もう少し釣らせてあげようと考え、ポイントを探しながら帰航しており、左舷船首方の遊漁船の釣り人数名の釣りの様子を見ていて、船首方の B 船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p data-bbox="574 1120 1157 1153">船長 A 及び友人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p data-bbox="550 1164 1428 1299">船長 B は、令和 2 年 7 月に小型船舶操縦士免許を取得後、専ら小浜湾沖で釣りを行っており、レンタルボートで出航した経験が約 30 回あった。</p> <p data-bbox="550 1310 1428 1489">船長 B は、浅礁に複数の船が漂泊して釣りをしていたので、航行する船舶が漂泊中の船舶を避けて航行すると思い、B 船近くの両舷方に漂泊していた 2 隻の船舶に注意して釣りをしており、それ以外の船舶については見張りができていなかったと本事故後に思った。</p> <p data-bbox="574 1500 1236 1534">船長 B 及び同乗者 4 人は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p data-bbox="167 1556 231 1590"><b>分析</b></p> <p data-bbox="191 1601 454 1780">乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p data-bbox="550 1601 805 1635">A あり、B あり</p> <p data-bbox="550 1646 805 1680">A なし、B なし</p> <p data-bbox="550 1691 805 1724">A なし、B なし</p> <p data-bbox="550 1736 1428 2016">A 船は、押廻埼北東方沖において南進中、船長 A が、左舷船首方に認めた遊漁船に接近して釣りの様子を確認しようと思い、左転しながら遊漁船の釣り人の様子を見て操船した後、遊漁船から離れようと右転しながら南西進中も引き続き釣り人の様子を見ていたことから、前路で漂泊中の B 船に気付くのが遅れ、船首方から声が聞こえて後進としたものの、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p data-bbox="574 2027 1428 2060">船長 A は、自身の当日の釣果が良かったものの、友人の釣果が良く</p>

	<p>なく、左舷船首方に認めた遊漁船の釣果の状況が良ければ、釣りをしようと考えていたことから、遊漁船の釣果の状況を見ていたものと考えられる。</p> <p>B船は、押廻埼北東方沖において船首を北方に向けて漂泊中、船長Bが、両舷方の近くの船舶と釣りに注意を向けて漂泊を続けていたことから、接近するA船に気付かず、船首部にいた同乗者B<sub>1</sub>が船首方にA船を認めて大声を出したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、漂泊中、浅礁に複数の船舶が釣りをしていたことから、航行する船舶が漂泊中の船舶を避けて航行すると思い、両舷方の近くの船舶と釣りに注意していたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、押廻埼北東方沖において、A船が南進中、B船が船首を北方に向けて漂泊中、船長Aが、左舷船首方に認めた遊漁船に接近して釣りの様子を確認しようと思い、左転しながら遊漁船の釣り人の様子を見て操船した後、遊漁船から離れようと右転しながら南西進中も引き続き釣り人の様子を見ていたため、また、船長Bが、両舷方の船舶と釣りに注意して漂泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船長Aは、本事故後、日中も夜間航行と同様に、航行中は、複数人で見張りを行うこととした。</p> <p>船長Bは、本事故後、釣りをを行う際、周囲の見張りを同乗者と共に行うこととした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、特定の船舶だけに注意を向けることなく、また、釣り場を見付けることだけに意識を向けず、周囲を見渡すなどして常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、釣りをして漂泊中、航行中の他船が避けてくれると思わず、十分に余裕がある時期に接近する他船を認めることができるように断続的に周囲の監視を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

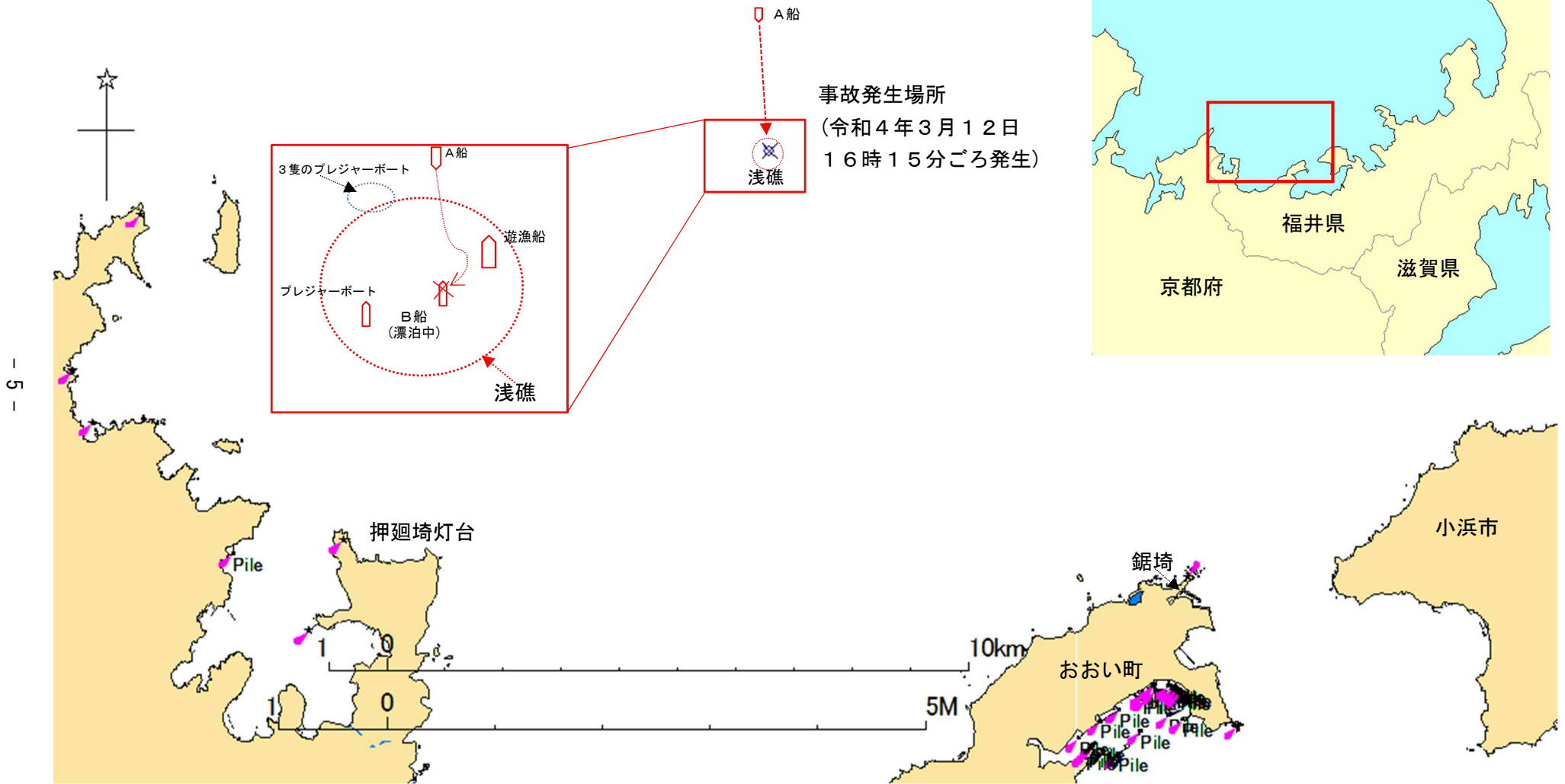


写真1 A船

船首部右舷側手摺りの曲損

錨台の破損



写真2 B船

曲損した手摺り

右舷船首部の擦過傷

